平成２６年（フ）第８７号
秋田市新屋栗田町21番７―305号
債務者　石井千恵子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
茨城県潮来市日の出５丁目11番地９　茂木林業マンション207
債務者　高崎　友成
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３２８号
千葉県市川市大洲１丁目15番13号　小林コーポ101号
債務者　中山　善夫
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６０号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区４棟101号
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７２号
千葉県市原市姉崎236番地１　プリベール407
債務者　小高　　章
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
千葉県鴨川市仲234番地
債務者　横尾　香苗
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第８３号
新潟市南区白根1131番地１　サン・エクセル白根Ｂ－１
債務者　井上　雄介（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１００号
山梨県甲斐市竜王新町286番地16　ピアネーズ小長井413
債務者　清水　怜視
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
山梨県北杜市長坂町長坂上条1542番地１　サンコーポラス長坂２―401
債務者　大塚　直靖
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
長野県塩尻市大門五番町６番５号
債務者　竹原亜由美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７１号
岐阜県羽島郡笠松町松栄町163番地の１
債務者　小原　政子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７号
岐阜市今嶺１丁目８番８―202号　コーポラス戸崎２
債務者　中島　正智
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
三重県津市栄町３丁目243番地　関権第３ビル302号
債務者　佐々木惠子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８０号
三重県鈴鹿市中瀬古町630番地の35　サンヒルズ鈴鹿205
債務者　中村　増幸
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所破産係